北海道・北東北の縄文遺跡群の保全に係る

遺産影響評価指針

令和４（２０２２）年３月

縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会

北海道、青森県、岩手県、秋田県
函館市・千歳市・伊達市・森町・洞爺湖町・青森市・弘前市・
八戸市・つがる市・外ヶ浜町・七戸町・一戸町・鹿角市・北秋田市

目　次

１　策定の趣旨 ····· 1

２　北海道・北東北の縄文遺跡群の価値

2.1　北海道・北東北の縄文遺跡群の概要 ····· 2

2.2　顕著な普遍的価値 ····· 5

2.3　勧告への対応 ····· 8

2.4　顕著な普遍的価値に寄与する属性 ····· 8

2.5　顕著な普遍的価値を示す要素 ····· 9

３　資産の保存管理

3.1　構成資産の保存管理 ····· 13

3.2　緩衝地帯の保全 ····· 15

3.3　想定される影響要因 ····· 19

４　遺産影響評価とは ····· 20

５　基本方針 ····· 20

６　遺産影響評価の流れと実施体制

6.1　遺産影響評価の流れ ····· 21

6.2　実施体制 ····· 22

７　事業等の把握

7.1　基本的な考え方 ····· 24

7.2　事業等の把握方法 ····· 24

7.3　事業等を把握するための周知 ····· 24

８　詳細分析の要否判断

8.1　基本的な考え方 ····· 26

8.2　対象事業 ····· 26

8.3　詳細分析の要否の判断 ····· 29

8.4　詳細分析を実施しない場合の取扱い ····· 30

９　詳細分析の実施方法

9.1　基本的な考え方 ····· 31

9.2　詳細分析を実施する主体 ····· 31

9.3　影響を特定する際の指標の考え方 ····· 31

9.4　詳細分析結果を評価する主体 ………………………………………31
9.5　評価を実施する上での留意事項 ……………………………………33
9.6　顕著な普遍的価値への影響がない場合の取扱い ……………………33
9.7　顕著な普遍的価値への影響が許容範囲である場合の取扱い …………33

10　顕著な普遍的価値への影響が軽微でない場合の対応
10.1　基本的な考え方 ……………………………………………………34
10.2　保全に向けた協議・調整 …………………………………………34

11　遺産影響評価報告書の作成
11.1　遺産影響評価報告書の作成機関……………………………………35
11.2　遺産影響評価報告書の構成…………………………………………35

12　世界遺産委員会への報告
12.1　作業指針第172段落に基づく世界遺産委員会への報告の必要性の判断 …………36
12.2　定期報告への記載 …………………………………………………36
12.3　報告しない場合の取扱い …………………………………………37

様式１　事業概要書（構成資産内）
様式２　遺産影響評価必要性判定チェックリスト（構成資産）
様式３　事業概要書（緩衝地帯及び緩衝地帯外）
様式４　遺産影響評価必要性判定チェックリスト（緩衝地帯及び緩衝地帯外）

1　策定の趣旨

近年、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）（以下、「ユネスコ」という。）の世界遺産委員会は、世界遺産一覧表に記載された資産の範囲や緩衝地帯及びその周辺で開発行為等が計画された際、当該計画が資産にどのような影響を与えるかを評価する「遺産影響評価（HIA: Heritage Impact Assessment）」の実施を求めている[1]。遺産影響評価は、資産を保全するとともに、多様な社会における経済活動との調和を図るうえで極めて重要である。

遺産影響評価の基本的な考え方や手順、方法等については、ユネスコの諮問機関である国際記念物遺跡会議（ICOMOS）（以下、「イコモス」という。）が「世界文化遺産の遺産影響評価についてのガイダンス（Guidance on Heritage Impact Assessments for Cultural World Heritage Properties）」（以下、「イコモスガイダンス」という。）としてまとめている。2018年には、世界遺産一覧表や暫定一覧表に記載されている国内の文化遺産の遺産影響評価の考え方について、文化庁が「世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針」（以下、「文化庁指針」という。）として示した。文化庁指針では、開発行為や都市計画等の土地利用規制の変更等が、世界遺産の価値に与える影響の可能性を事前に把握し、それが負の影響である場合、それらを回避または最大限に低減するための手法を導き出すために実施する評価分析作業を遺産影響評価として位置づけている。また、世界遺産は個別に多様な顕著な普遍的価値を有し、関係する組織のあり方もそれぞれ異なることから、当該指針で示した基本的な原則、考え方を参照しつつ、それぞれの資産の実情に応じて作業を行う必要性を指摘している。

北海道、青森県、岩手県及び秋田県並びに構成資産を所管する関係地方公共団体は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」（正式名称：Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan）（以下、「縄文遺跡群」という。）の保存管理の方針をまとめた『北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画』（以下、「包括的保存管理計画」という。）において遺産影響評価の基本的な考え方を示している。

本指針は、縄文遺跡群の保全に関わるすべての関係者と顕著な普遍的価値を共有するとともに、イコモスガイダンス及び文化庁指針を参考としながら、縄文遺跡群を持続的に保存・保全するための遺産影響評価の方針や手順、方法等を示すものである[2]。

---

[1] 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）の第4条では、「文化遺産および自然遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備しおよび将来の世代へ伝えることを確保することが第一義的には自国に課された義務である」とされ、締約国は顕著な普遍的価値に悪影響を及ぼす可能性があるいかなる行為に対しても、できうる限り対処する必要があるとされる。また、「世界遺産条約履行のための作業指針」（以下、「作業指針」という。）の第118段の補足として、「締約国は、環境影響評価、遺産影響評価及び/または戦略的環境評価が、世界遺産の資産内またはその周辺で計画されている開発事業・活動の前提条件として実施されることを保証しなければならない。」と規定されている。

[2] 我が国では、遺産影響評価の実施に係る法制度はないため、事業者の理解と協力の範囲内で遺産影響評価が行われる点に留意する。

2　北海道・北東北の縄文遺跡群の価値

2.1　北海道・北東北の縄文遺跡群の概要

（１）所在国

日本国

（２）所在地域

北海道、青森県、岩手県、秋田県

（３）資産の名称

正式名称：Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan

（４）資産及び緩衝地帯の範囲

資産と緩衝地帯の位置及び範囲を示す図面は、**図１**に示すとおりである。

（５）資産及び緩衝地帯の面積

資産の総面積及び緩衝地帯の総面積は、以下のとおりである。

資産の総面積	141.9ha
緩衝地帯の総面積	984.8ha
合　計	1126.7ha

各構成資産とその緩衝地帯の面積は、**表１**に示すとおりである。

（６）世界遺産一覧表への記載日

2021（令和３）年7月27日

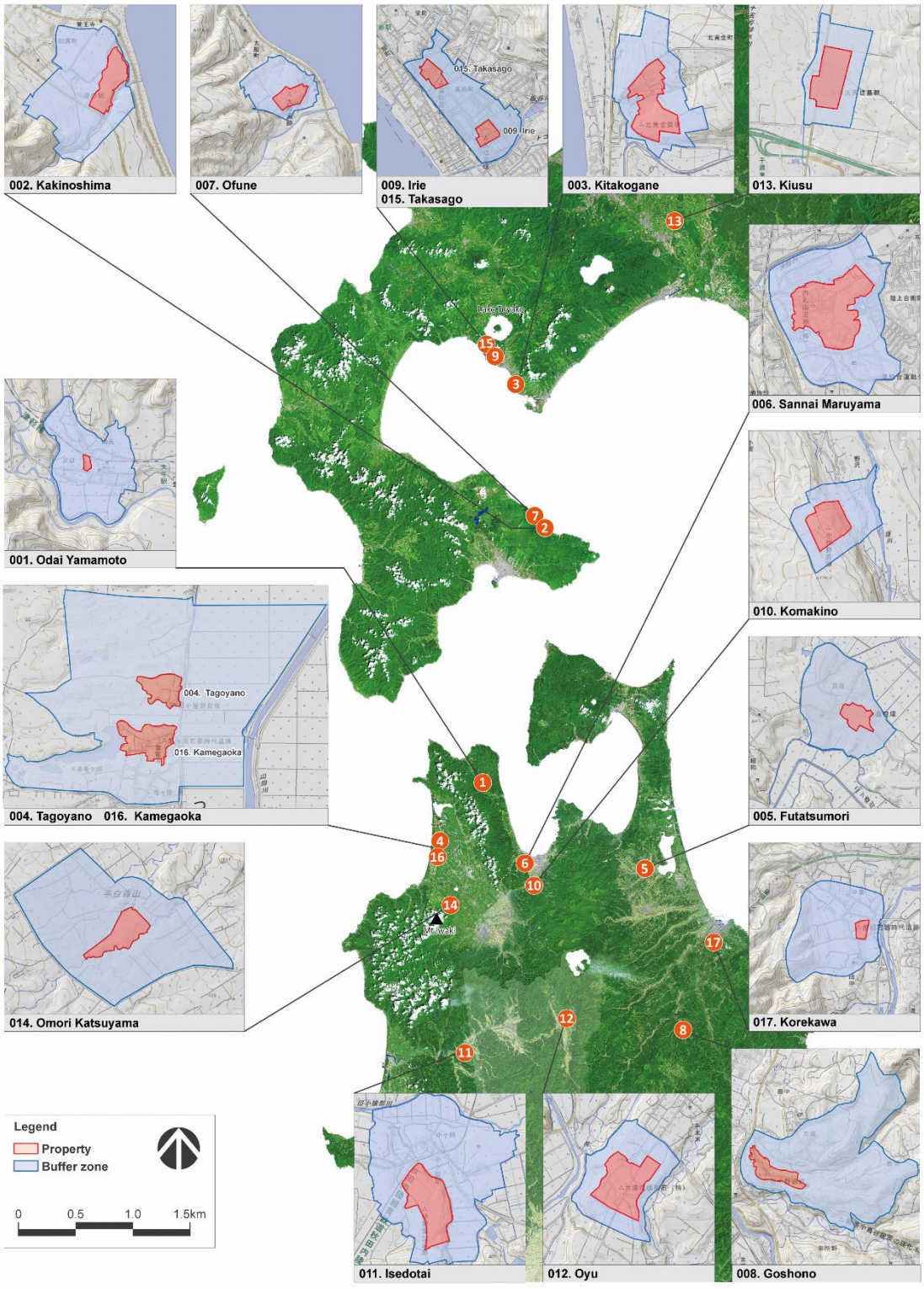

図１　構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲

表１　構成資産一覧

No.	構成資産	種別		位置	資産面積（ha）	緩衝地帯面積（ha）	所在地（日本国）
		世界遺産条約上の種別	文化財保護法上の種別				
001	大平山元遺跡	遺跡	史跡	N41° 03′ 56″ E140° 33′ 08″	0.7	49.1	青森県 外ヶ浜町
002	垣ノ島遺跡	遺跡	史跡	N41° 55′ 45″ E140° 56′ 54″	7.6	53.5	北海道 函館市
003	北黄金貝塚	遺跡	史跡	N42° 24′ 08″ E140° 54′ 42″	14.4	32.0	北海道 伊達市
004	田小屋野貝塚	遺跡	史跡	N40° 53′ 16″ E140° 20′ 16″	6.3	261.5 （注１）	青森県 つがる市
005	二ツ森貝塚	遺跡	史跡	N40° 44′ 55″ E141° 13′ 45″	4.3	41.9	青森県 七戸町
006	三内丸山遺跡	遺跡	特別史跡	N40° 48′ 37″ E140° 41′ 56″	23.5	69.7	青森県 青森市
007	大船遺跡	遺跡	史跡	N41° 57′ 27″ E140° 55′ 30″	3.5	18.3	北海道 函館市
008	御所野遺跡	遺跡	史跡	N40° 11′ 53″ E141° 18′ 21″	5.5	65.5	岩手県 一戸町
009	入江貝塚	遺跡	史跡	N42° 32′ 34″ E140° 46′ 31	2.4	34.0 （注２）	北海道 洞爺湖町
010	小牧野遺跡	遺跡	史跡	N40° 44′ 15″ E140° 43′ 40″	8.8	26.9	青森県 青森市
011	伊勢堂岱遺跡	遺跡	史跡	N40° 12′ 11″ E140° 20′ 48″	15.6	108.8	秋田県 北秋田市
012	大湯環状列石	遺跡	特別史跡	N40° 16′ 17″ E140° 48′ 16″	15.7	37.0	秋田県 鹿角市
013	キウス周堤墓群	遺跡	史跡	N42° 53′ 12″ E141° 43′ 00″	10.9	22.9	北海道 千歳市
014	大森勝山遺跡	遺跡	史跡	N40° 41′ 56″ E140° 21′ 30″	8.5	115.3	青森県 弘前市
015	高砂貝塚	遺跡	史跡	N42° 32′ 48″ E140° 46′ 11	2.8	34.0 （注２）	北海道 洞爺湖町
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	遺跡	史跡	N40° 53′ 02″ E140° 20′ 12″	10.1	261.5 （注１）	青森県 つがる市
017	是川石器時代遺跡	遺跡	史跡	N40° 28′ 25″ E141° 29′ 27″	1.3	48.4	青森県 八戸市

（注１）**004田小屋野貝塚**と**016亀ヶ岡石器時代遺跡**は近接するため、一体で緩衝地帯を設定している。

（注２）**009入江貝塚**と**015高砂貝塚**は近接するため、一体で緩衝地帯を設定している。

2.2　顕著な普遍的価値

顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value：OUV）とは、「国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び／又は自然的な価値」と定義されている[3]。

第44回世界遺産委員会特別会合において決議された「北海道・北東北の縄文遺跡群」（正式名称：Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan）の「顕著な普遍的価値の言明」は、以下のとおりである。

第44回世界遺産委員会特別会合決議 44 COM 8B.37

世界遺産委員会は、

1. 文書 WHC/21/44.COM/8B 及び WHC/21/44.COM/INF.8B1 を審議し、

2. 「北海道・北東北の縄文遺跡群」（Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan）を評価基準(ⅲ)及び（ⅴ）の下に世界遺産一覧表に記載することとし、

3. 以下の通り、顕著な普遍的価値の言明を採択する。

概要

北海道・北東北の縄文遺跡群は、先史時代の人々の農耕社会以前の生活の在り方と複雑な精神性を示す17の考古遺跡から構成されている。北海道南部及び津軽海峡を挟んだ東北地域に所在するこのシリアルプロパティは、紀元前13,000年から紀元前400年までの間に、北東アジアで発展した狩猟・漁労・採集社会による定住の開始、発展、成熟を示している。一連の集落、墓地、祭祀場、環状列石及び周堤墓群は、山地、丘陵、平地、低地、内湾、湖、水量豊富な河川等の多様な地理的環境に立地している。

日本北部のこの地域は、豊富な堅果類を特徴とする落葉広葉樹林や、沖合で暖流と寒流が交差することにより形成された理想的な漁労条件等、豊かな森林・水産資源に恵まれた。縄文人は1万年以上にわたって農耕社会に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれに伴う海進・海退といった環境の変化に適応しながら、狩猟・漁労・採集を基盤とした生活を継続した。

縄文人は約15,000年前に定住生活を開始した。このことは、まず土器の使用によって示唆され、その後、より恒久的な居住地や祭祀場を形成したり、近隣の資源を通年にわたって利用するようになったりしたことによって示される。すでに定住生活のごく初期の段階から、縄文人は複雑な精神文化を発展させていた。彼らは墓を作ったり、また、恐らく祭祀・儀礼のために使われた捨て場や盛土、環状列石を創造したりして、世代間、集落間で社会的なつながりを確認した。

[3] 作業指針49段落。顕著な普遍的価値は、評価基準への適合に限定されたものではなく、完全性・真実性の担保、法的保護等による適切な保存管理によって支持・構成される。

評価基準（iii）

北海道・北東北の縄文遺跡群は、1万年以上もの長期間継続した狩猟・漁労・採集を基盤とした、世界的にも稀な定住社会と、足形付土版、有名な遮光器土偶等の考古遺物や墓、捨て場、盛土、環状列石等の考古遺構で明らかなように、そこで育まれた精緻で複雑な精神文化を伝える類まれな物証である。

評価基準（v）

北海道・北東北の縄文遺跡群は、定住の開始からその後の発展、最終的な成熟に至るまでの、集落の定住の在り方と土地利用の顕著な見本である。縄文人は農耕社会に見られるように土地を大きく改変することなく、変化する気候に適応することで永続的な狩猟・漁労・採集の生活の在り方を維持した。食料を安定的に確保するため、サケが遡上し、捕獲できる河川の近くや汽水性の貝類を得やすい干潟近く、あるいはブナやクリの群生地など、集落の選地には多様性が見られた。それぞれの立地に応じて食料を獲得するための技術や道具類も発達した。

完全性

このシリアルプロパティの完全性は、日本北部の古代縄文文化の文化的特徴と遺跡の種類を例示する考古遺構に基づいている。資産は定住の開始と、住居と墓地の分離を示す遺跡、温暖な海進期の集落施設の多様性を示す遺跡や、祭祀場を持つ拠点集落、環状列石、墓地、集落により定住の成熟を示す遺跡等から構成されている。また、遺跡には環境との相互作用もある程度含まれている。シリアルプロパティの構成資産の範囲は個々で適切であり、全体においても集落、儀礼の場や、立地や環境を示す土地形態や遺跡等の全ての重要な考古遺構が含まれている。シリアルプロパティは法によって保護されており、自然災害若しくは大規模開発による負の影響を受けていない。しかしながら、構成資産への眺望、または構成資産からの眺望、若しくはその両方に影響を与えている「不適格」要素と呼ばれる現代の工作物が存在している。遮蔽植栽などの影響緩和措置や、不適格な要素の将来的な撤去が計画されている。

真実性

シリアルプロパティは、その位置、形状・意匠、材料・材質、用途・機能、伝統・技能、精神性・感性の点で高い真実性を保持しており、考古遺構の殆どは何千年間、手付かずのまま地下に保存されてきた。環状列石などの一部の遺構が地表に露出している。考古遺構は、日本北部の古代縄文文化に関係する、資産の顕著な普遍的価値を確実かつ嘘偽りなく伝えている。

一部の地方自治体は、竪穴建物や貝塚などの実物大モデルを整備している。モデルは、保護土に覆われている本物の要素について、来訪者に対する解説を行うためのものである。実物大モデルは、復元ではなくレプリカとして展示されており、考古遺構

に対する影響がないように建てられているが、埋蔵したままにしておく必要がある本物の考古遺構・遺物の一部を来訪者が可視化できるように手助けする新しい技術が模索されている。

保存管理と保護の要件

資産の全ての構成資産は文化財保護法の下で史跡若しくは特別史跡に指定され保護されており、長期的な保護保全措置が厳格に適用されている。更に、各構成資産の周辺には適切な緩衝地帯が設定されており、資産の適切な保護を確実にする観点から、さまざまな活動を制限する法的規制措置が適用されている。

包括的保存管理計画は、シリアルプロパティ全体の顕著な普遍的価値、真実性、完全性を維持するための基本方針を定めている。この計画に基づいて、縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会その他の機関が設立されている。構成資産の保全管理は、日本国政府の監督の下、他の関係機関との調整を受け、包括的な手法で推進されている。各構成資産を所管する北海道、青森県、岩手県、秋田県の地方自治体は、個別の管理活用計画を策定するとともに、各構成資産の保全、管理、活用をそれぞれの総合計画に統合している。各構成資産の保全状況は、具体的な指標に基づいて、定期的かつ体系的にモニタリングされている。

長期的な注意が必要な課題としては、構成資産6件について個人所有地が含まれていることが挙げられる。各構成資産の土地を完全に取得することにより、正確かつ時期を得た保全事業を確実に実施することが保証される。

締約国に対し、以下について検討するよう勧告する。

a)現在も私有地となっている構成資産範囲について、全ての範囲を取得する計画を進めること、

b)不適格なインフラ要素について、撤去もしくはそれらの影響を低減すること、

c)考古学的記録に関する情報及び構成資産から出土した遺物の目録(発掘及び登録手続きの記述、及び発掘報告)を拡張すること、

d)作業指針第40段落及び第117段落に則って、資産の保護及び管理に現時点で参加していない利害関係者を含めることについて、オープンマインドな姿勢を維持することにより、良いガバナンスの原則に従うこと、

e)本シリアルプロパティを構成する全構成資産について、記載された資産、緩衝地帯、(特別)史跡として保護されている範囲、及び「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲を明示した、地図を提供すること。

2.3　勧告への対応

記載決議に伴う勧告については、課題として受け止め、以下のとおり対応することを基本方針とする。

a）について

構成資産内の私有地について公有地化を計画的に進め、対応状況を経過観察年次報告書に記載する。

b）について

不適格なインフラ要素について、撤去もしくは負の影響の低減を図り、対応状況を経過観察年次報告書に記載する。

c）について

調査報告書や出土品目録などの多言語化を含む情報提供の拡充に向けて、公式ホームページやアーカイブなどを活用した情報発信のあり方を検討する。

各構成資産については、所管する地方公共団体が対応する。

d）について

保存活用協議会など資産の保存・活用に関わる組織については、多様な関係者が参画できるよう、開かれた組織・運営に努める。

なお、e）については、既に対応済みである。

2.4　顕著な普遍的価値に寄与する属性

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値は、以下に示す属性（Attribute）[4]によって伝えられる（**図１**）。

属性ａ：自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと

属性ｂ：祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性を示すこと

属性ｃ：集落の立地と生業の関係が多様であること

属性ｄ：集落形態の変遷を示すこと

[4] 属性（Attribute）は、遺構や地形等の物証によって伝えられる資産全体の特徴・特性をいう。

2.5　顕著な普遍的価値を示す要素

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を示す要素（Element）[5]は、以下のようなものが挙げられる（**表２～３**）。

- 竪穴建物や墓、貯蔵施設、捨て場、環状列石等の**遺構**
- さまざまな遺構から構成される**集落や祭祀場、墓地**
- 資産が立地する山地、丘陵、平地、低地等の**変化に富んだ地形**
- 生業と密接に関わる**立地環境**
- 遺構と密接な関係性をもつ**地下に埋蔵されている遺物**及び**発掘調査による出土品**
- 当時の人々の世界観を示唆する**周辺地形との関係（遠方の山岳への眺望等）**

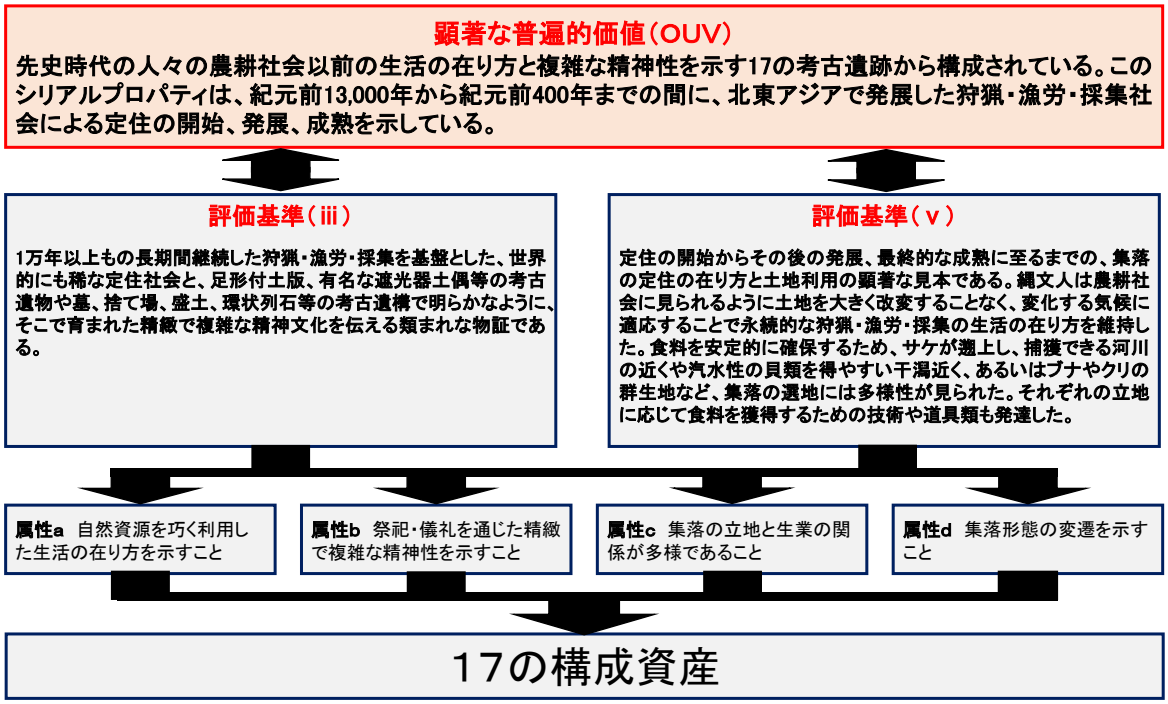

図２　顕著な普遍的価値、評価基準、属性、構成資産の関係

[5] 要素（Element）は、顕著な普遍的価値を構成する属性に貢献する個々の物証をいう。

表２　構成資産における顕著な普遍的価値（ＯＵＶ）を示す要素

No.	構成資産名	OUVを示す有形の要素 （不動産）	OUVを示す有形の要素 （動産）	OUVを理解する上で 重要な有形無形の要素
001	大平山元遺跡	・地下遺構（土器石器集中地点） ・立地（内陸の河川付近の河岸段丘） ・地下に埋蔵されている遺物	発掘調査による出土品	
002	垣ノ島遺跡	・地下遺構（竪穴建物跡、土坑墓） ・立地（外洋の沿岸付近の海岸段丘） ・地下に埋蔵されている遺物	発掘調査による出土品	内浦湾への眺望
003	北黄金貝塚	・地下遺構（竪穴建物跡、水場遺構、土坑墓、捨て場（貝塚）） ・露出遺構（礫石器集中遺構） ・立地（外洋の沿岸の丘陵） ・地下に埋蔵されている遺物	発掘調査による出土品	内浦湾への眺望
004	田小屋野貝塚	・地下遺構（竪穴建物跡、貯蔵穴、土坑墓、捨て場（貝塚）） ・立地（内湾の沿岸の丘陵） ・地下に埋蔵されている遺物	発掘調査による出土品	古十三湖への眺望
005	二ツ森貝塚	・地下遺構（竪穴建物跡、貯蔵穴、土坑墓、捨て場（貝塚）、盛土） ・立地（湖沼地帯の沿岸の丘陵） ・地下に埋蔵されている遺物	発掘調査による出土品	
006	三内丸山遺跡	・地下遺構（竪穴建物跡、大型竪穴建物跡、貯蔵穴、土坑墓、埋設土器、捨て場） ・露出遺構（土坑墓、土器埋設遺構、大型掘立柱建物跡、盛土） ・立地（内湾の沿岸の河岸段丘） ・地下に埋蔵されている遺物	発掘調査による出土品	
007	大船遺跡	・地下遺構（竪穴建物跡、貯蔵穴、土坑墓、盛土） ・立地（外洋の沿岸の海岸段丘） ・地下に埋蔵されている遺物	発掘調査による出土品	内浦湾への眺望
008	御所野遺跡	・地下遺構（竪穴建物跡（土屋根住居跡）、貯蔵穴、土坑墓、掘立柱建物跡、配石遺構、盛土） ・露出遺構（配石遺構） ・立地（内陸の河川付近の丘陵） ・地下に埋蔵されている遺物	発掘調査による出土品	
009	入江貝塚	・地下遺構（竪穴建物跡（土屋根住居跡）、土坑墓、祭祀場（貝塚）） ・立地（外洋の沿岸の丘陵） ・地下に埋蔵されている遺物	発掘調査による出土品	内浦湾への眺望
010	小牧野遺跡	・地下遺構（土坑墓、土器棺墓、竪穴建物跡、貯蔵穴、湧水遺構） ・露出遺構（環状列石） ・地下に埋蔵されている遺物 ・立地（舌状台地）	発掘調査による出土品	
011	伊勢堂岱遺跡	・地下遺構（環状列石、配石遺構、土坑墓、掘立柱建物跡、貯蔵穴、捨て場） ・露出遺構（環状列石） ・立地（山地に接続する河川付近の丘陵） ・地下に埋蔵されている遺物	発掘調査による出土品	遠方の山並み（白神山地）への眺望

No.	構成資産名	OUVを示す有形の要素 （不動産）	OUVを示す有形の要素 （動産）	OUVを理解する上で 重要な有形無形の要素
012	大湯環状列石	・地下遺構（配石遺構、土坑墓、掘立柱建物跡、竪穴建物跡、貯蔵穴） ・露出遺構（環状列石） ・立地（丘陵） ・地下に埋蔵されている遺物	発掘調査による出土品	夏至の日没の方向
013	キウス周堤墓群	・地下遺構（周堤墓、土坑墓） ・立地（丘陵） ・地下に埋蔵されている遺物	発掘調査による出土品	
014	大森勝山遺跡	・地下遺構（環状列石、土器埋設遺構、大型竪穴建物跡、屋外炉、捨て場） ・立地（舌状台地） ・地下に埋蔵されている遺物	発掘調査による出土品	岩木山への眺望
015	高砂貝塚	・地下遺構（土坑墓、配石遺構、捨て場（貝塚）） ・立地（外洋の沿岸の低地） ・地下に埋蔵されている遺物	発掘調査による出土品	
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	・地下遺構（土坑墓、竪穴建物跡、捨て場） ・立地（内湾の沿岸の台地、低湿地） ・地下に埋蔵されている遺物	発掘調査による出土品	古十三湖への眺望
017	是川石器時代遺跡	・地下遺構（土坑墓、配石遺構、竪穴建物跡、捨て場、水場遺構） ・立地（内陸の河川付近の台地、低湿地） ・地下に埋蔵されている遺物	発掘調査による出土品	

表３　顕著な普遍的価値に貢献する要素の保存管理の方針・方法

保存管理の対象	保存管理の方針	保存管理の方法	関係法令
地上に露出している遺跡（遺構・遺物）、地下に埋蔵されている遺跡(遺構・遺物)	・史跡または特別史跡として現状保存する。	・現状維持を基本とし、各要素の特性に応じて厳密な保存管理を行う。	・史跡または特別史跡として文化財保護法に基づき管理する。
遺跡が立地する多様な地形、立地環境	・史跡または特別史跡として現状を保存する。 ・構成資産と一体となった自然地形や周辺環境を良好に維持する。	・現状維持を基本とし、各要素の特性に応じて厳密な保存管理を行う。 ・構成資産隣接地の地形は現状維持に努め、土地の形質変更、土石の採取、木竹の伐採等を可能な限り抑制、制御する。	・史跡または特別史跡として文化財保護法に基づき管理する。 ・関係地方公共団体の景観条例をはじめ、緩衝地帯における関係法令に基づき保全する。
構成資産周辺の景観	・構成資産と一体となった自然地形や周辺環境を良好な状態で維持する。	・建築物及び工作物の新築等による景観阻害を規制し、構成資産周辺の景観を良好に維持する。 ・土地の形質変更、木竹の伐採等について、構成資産との一体的な景観を損なわないよう抑制、制御する。 ・構成資産周辺の植生を現状のまま維持・管理する。	・関係地方公共団体の景観条例をはじめ、緩衝地帯における関係法令等に基づき保全する。
構成資産の内外からみた眺望	・構成資産間及び海域、湖沼、河川、山岳への眺望を良好な状態で維持する。 ・構成資産と一体となった自然地形や周辺環境を良好な状態で維持する。	・構成資産及びその周辺の地形・植生の維持・保全、視点場からみた眺望景観に対する阻害要因を抑制、制御し、良好な眺望景観を維持する。	・関係地方公共団体の景観条例をはじめ、緩衝地帯における関係法令等に基づき保全する。
発掘調査等による出土品	・国宝、重要文化財等として保存管理、公開活用を進める。	・構成資産の保存管理計画等に基づき、出土品の保存管理、公開活用を行う。	・文化財保護法に基づき適切に保存管理、公開活用する。

3　資産の保存管理

3.1　構成資産の保存管理

縄文遺跡群を構成する17の構成資産は、すべて先史時代の考古遺跡であり、顕著な普遍的価値を示す要素の多くは地下に埋蔵され、良好な状態で保存されている。

すべての構成資産は、文化財保護法による史跡または特別史跡に指定されている。その範囲内では、現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等[6]」という）が制限されている。現状変更等をする場合は、文化庁長官の許可を必要とするなど、厳格な保護制度の下、資産の価値を低下させることのない保存管理を維持している[7]。

構成資産を所管する地方公共団体は、日常的な維持管理等の責任を負うとともに、各構成資産の保存管理計画において現状変更等の取扱方針や基準を設定し、適切に保存管理を実施している。

また、構成資産を所管する地方公共団体は、計画的に史跡等の範囲の公有地化を行い、万全の保護措置を講じている。

---

[6] 現状変更等については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない（文化財保護法第125条）。維持の措置の範囲については、次のように定められている（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）。

一　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三　史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

[7] 文化財保護法施行令第５条第１項により文化庁長官の権限に属する事務の一部が都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。）に委譲されている。次ページに掲げる「第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこと」（同法施行令第５条第４項）とされている。なお、文化財保護法第129条の４では、現状変更等の許可の特例として、「第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる」と規定されている。

文化財保護法施行令第5条第4項により権限が委譲されている現状変更等

イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ　小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ　法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ　建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト　木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ　天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル　天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県の教育委員会である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

3.2　緩衝地帯の保全

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を持続的に保護するため、構成資産毎に必要不可欠な範囲として緩衝地帯を設定している[8]。

緩衝地帯は、顕著な普遍的価値を構成する諸要素を確実に保全し、その価値を理解するために必要な範囲とし、以下の３点を保全の基本的な考え方として設定している。

１）顕著な普遍的価値を構成する要素と密接な関係にある構成資産周辺の地理的・自然的環境（地形、水源、水脈等）を保全すること。
２）構成資産の内外の視点場[9]からみた眺望を保全すること。
３）構成資産と調和した景観形成を図ること。

緩衝地帯で適用される法令、制度等は、**表４**のとおりである。

緩衝地帯には、文化財保護法、景観法、都市計画法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、砂利採取法、森林法、河川法、農業振興地域の整備に関する法律等に基づく土地利用規制が設けられている。

これらの法律の中で、主体となるのが景観法である。関係地方公共団体では景観計画及び景観条例を定め、緩衝地帯を景観重点区域に指定し、一定規模を超える建築物の建築等や工作物の建設等または開発行為等を規制している。また、届出前に協議や指導・助言を行う制度を設け、資産周辺における開発行為等を適切に制御している。

[8] 作業指針第104段落には、「緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用、開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。」と示されている。包括的保存管理計画第６章参照。

[9] 視点場は、資産の顕著な普遍的価値を示す属性について、視覚的に理解することができる地点としている。包括的保存管理計画第６章参照。

表４　緩衝地帯に適用されている法令等

法令・制度等	対象となる区域等		001 大平山元遺跡	002 垣ノ島遺跡	003 北黄金貝塚	004 田小屋野貝塚	005 二ツ森貝塚	006 三内丸山遺跡	007 大船遺跡	008 御所野遺跡	009 入江貝塚	010 小牧野遺跡	011 伊勢堂岱遺跡	012 大湯環状列石	013 キウス周堤墓群	014 大森勝山遺跡	015 高砂貝塚	016 亀ヶ岡石器時代遺跡	017 是川石器時代遺跡
文化財保護法	史跡・特別史跡		✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔
景観法	景観計画区域		✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔	✔
函館市都市景観条例	縄文遺跡群都市景観形成地域			✔					✔										
伊達市景観条例	特定景観区域				✔														
千歳市景観条例	景観重点区域														✔				
洞爺湖町景観条例	入江･高砂貝塚景観形成重点区域										✔						✔		
青森市景観条例	景観形成重点地区							✔				✔							
弘前市景観条例	景観形成重点地区															✔			
八戸市景観条例	是川景観重点地区																		✔
つがる市景観条例	特定景観地域					✔												✔	
外ヶ浜町景観条例	重点地区		✔																
七戸町景観条例	景観形成重点区域						✔												
一戸町景観条例	特定景観地域									✔									
鹿角市景観条例	大湯環状列石重点地域													✔					
北秋田市景観条例	景観形成重点地区												✔						
都市計画法	市街化調整区域				✔							✔			✔				✔
	市街化区域							＋											
	区域区分が定められていない都市計画区域										＋						＋		
	用途地域	第一種低層住居専用地域						✔											
		第二種中高層住居専用地域									✔						✔		
		第一種住居地域									＋						＋		
		第二種住居地域						＋											
		準住居地域									＋						＋		
		準工業地域						＋											
		用途地域の指定のない区域								＋			＋	＋					
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域			✔															

法令・制度等	対象となる区域等	001 大平山元遺跡	002 垣ノ島遺跡	003 北黄金貝塚	004 田小屋野貝塚	005 二ツ森貝塚	006 三内丸山遺跡	007 大船遺跡	008 御所野遺跡	009 入江貝塚	010 小牧野遺跡	011 伊勢堂岱遺跡	012 大湯環状列石	013 キウス周堤墓群	014 大森勝山遺跡	015 高砂貝塚	016 亀ヶ岡石器時代遺跡	017 是川石器時代遺跡
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域		✔					✔	✔						✔			
青森県都市公園条例	都市公園						✔											
砂利採取法	採取計画の認可	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋
森林法	地域森林計画対象民有林	＋	＋	＋	＋	＋		＋	＋		＋	＋	＋	＋	＋		＋	＋
	保安林（国有林、民有林）				＋				＋								＋	
河川法	河川区域						＋	＋	＋		＋	＋	＋					
	河川保全区域										＋							＋
千歳市普通河川条例	普通河川													＋				
洞爺湖町普通河川管理条例	普通河川									＋						＋		
弘前市法定外公共物管理条例	普通河川														＋			
函館市普通河川管理条例	河川区域		＋					＋										
砂防法	砂防指定地												＋					
農地法	農地	＋		＋	＋	＋	＋		＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域（農用地区域）	＋		＋		＋			＋		＋	＋	＋	＋	＋			＋
	農業振興地域（農用地区域外）			＋	＋						＋	＋		＋	＋		＋	
道路法	道路区域	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋		＋	＋	＋
墓地、埋葬等に関する法律	墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設								＋									
八戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設																	＋
函館市墓地条例	墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設		＋					＋										
漁港漁場整備法	漁港		＋															
北海道自然環境等保全条例	道全域（適用除外の区域を除く）		＋	＋				＋		＋				＋		＋		
鹿角市環境保全条例	環境保全区域												＋					
伊達市史跡公園条例	史跡北黄金貝塚公園			＋														
つがる市亀ヶ岡石器時代遺跡等保護条例	亀ヶ岡石器時代遺跡、田小屋野貝塚				＋												＋	

法令・制度等	対象となる区域等	001 大平山元遺跡	002 垣ノ島遺跡	003 北黄金貝塚	004 田小屋野貝塚	005 二ツ森貝塚	006 三内丸山遺跡	007 大船遺跡	008 御所野遺跡	009 入江貝塚	010 小牧野遺跡	011 伊勢堂岱遺跡	012 大湯環状列石	013 キウス周堤墓群	014 大森勝山遺跡	015 高砂貝塚	016 亀ヶ岡石器時代遺跡	017 是川石器時代遺跡
青森市小牧野遺跡の保護に関する条例	小牧野遺跡、重要な保護区域										＋							
七戸町二ツ森貝塚史跡公園設置及び管理に関する条例	二ツ森貝塚史跡公園					＋												

凡例：✔ 基本的な法規制等　　＋ 増補的な法規制等

3.3　想定される影響要因

縄文遺跡群を構成する構成資産は、立地状況が異なるため、負の影響を与える要因も異なる。『包括的保存管理計画』では、開発圧力、環境変化（大気汚染・気候変動、野生動物による被害、植生変化）、自然災害（地震・津波災害、風水害及び土砂災害、噴火災害、雪害・凍害、火災）、来訪者圧力、地域社会の５項目に分けて整理し、適切かつ継続的な経過観察（モニタリング）を実施している[10]。

3.3.1　資産範囲内で想定される影響要因

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を示す諸要素は、ほとんどが地下に埋蔵されている。そのため、資産内で行われる掘削を伴う行為は、地下遺構に負の影響を与える可能性がある。また、植生は価値を理解する上で有効に機能するものの、資産内で行われる樹木等の植栽または伐採は、地下遺構や景観、眺望に影響を与える可能性がある。

資産内で想定される負の影響要因として、以下のような行為が挙げられる。

- 構成資産における史跡等整備
  例）環境基盤整備（土地造成、植栽等による修景、環境保全）
  資産の価値の伝達に関わるもの（遺跡空間の復元、解説・展示）
  公開活用施設（ガイダンス施設、園路、案内板、便益施設）等
- 構成資産で行われる発掘調査
- 構成資産で行われるイベント
  例）仮設ステージの設置等

3.3.2　緩衝地帯等で想定される影響要因

緩衝地帯等で想定される負の影響要因は、資産周辺の地理的・自然的環境（地形、水源、水脈等）に関わるものや眺望・景観に関わるものが挙げられる。具体的には、以下のような行為が挙げられる。

- 建築物、工作物（風力発電施設、太陽光発電施設）の設置等
- 道路新設、河川改修等の開発行為
- 土石又は砂利の採取又は鉱物の採掘
- 土地の形質変更
- 木竹の伐採　等

[10]包括的保存管理計画第３章参照。

4　遺産影響評価とは

遺産影響評価は､構成資産内及び緩衝地帯を含む周辺地域において計画されている事業等が、世界遺産の価値に与える影響の可能性を事前に評価することである。

遺産影響評価には、事業の把握から詳細分析の必要性の有無の判断、世界遺産の価値に負の影響が想定される場合に実施する詳細分析が含まれる。遺産影響評価は、関係者が資産の価値を理解し、事業等による負の影響を回避又は低減する手法を協議することにより、資産保全と事業実施の合意形成を目指すものである。

世界遺産条約履行のための作業指針

118段落bis

作業指針179段落及び180段落にかかわらず、締約国は、世界遺産内又はその周辺で実施が計画されている開発事業および活動の前提条件として、環境影響評価、遺産影響評価及び／又は戦略的環境評価が実施されることを保証しなければならない。これらの評価は、開発の代替案を特定するとともに、資産の顕著な普遍的価値に対する潜在的な正・負の影響の両方を特定し、資産やより広いセッティングの中での文化遺産や自然遺産への劣化やその他の負の影響に対する緩和策を提言するのに役立つものである。これにより、顕著な普遍的価値を長期的に保護し、災害や気候変動に対する遺産の回復力を強化することができる。

5　基本方針

北海道、青森県、岩手県及び秋田県並びに構成資産を所管する地方公共団体では、関係行政機関の相互連携の下、資産範囲及びその周辺で行われる開発行為等を早期に把握し、資産の顕著な普遍的価値に与える影響について、適切かつ円滑に調査、予測、評価し、資産を保全するために必要な措置を講じる。

（包括的保存管理計画 p.129）

6　遺産影響評価の流れと実施体制

6.1　遺産影響評価の流れ

遺産影響評価の基本的な流れは、**図３**のとおりである。

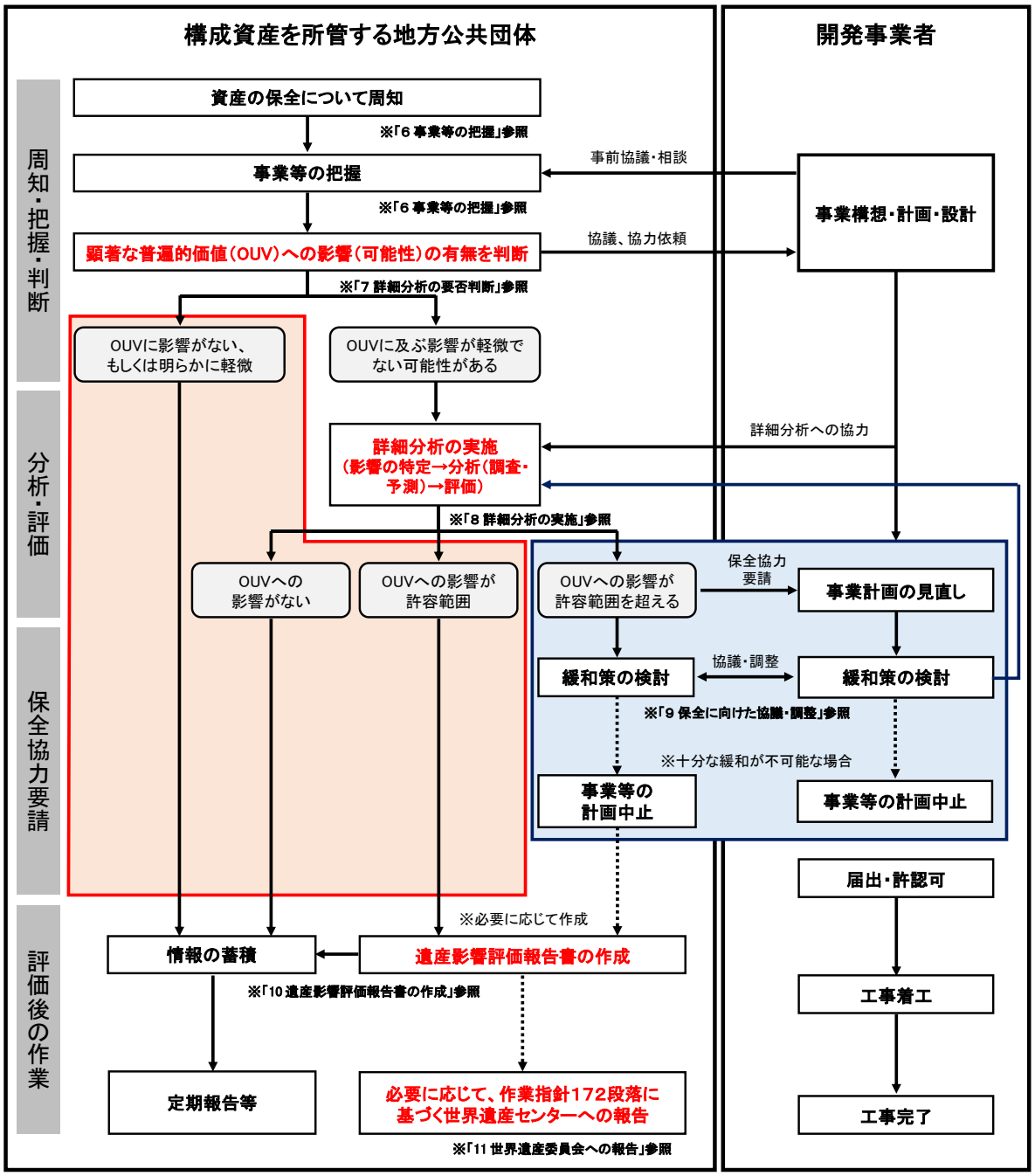

図３　遺産影響評価の基本的な流れ

6.2　実施体制

遺産影響評価の実施に係る関係機関の役割は、以下のとおりである（**図４**）。

■構成資産を所管する地方公共団体

構成資産を所管する地方公共団体の文化財保護行政主管課及び／又は世界文化遺産主管課が中心となって、景観法等の関係法令を所管する許認可事務担当課等と連携しながら、構成資産周辺で行われる開発行為等に関する情報を早期に把握するとともに、事前に資産への影響の有無を判断・評価し、必要に応じて開発事業者と開発の中止・変更等の保全に向けた調整・要請等を行う。

■構成資産を所管する地方公共団体の第三者機関（文化財保護審議会、景観審議会、構成資産の保存活用協議会等）

構成資産及び周辺環境への負の影響を未然に防止するため、構成資産を所管する地方公共団体と情報共有を図り、構成資産の保全に係る意見・助言等を行う。

■構成資産が所在する道県（北海道、青森県、岩手県、秋田県）

北海道、青森県、岩手県、秋田県の世界文化遺産主管課は、管内の構成資産を所管する地方公共団体の文化財保護行政主管課及び／又は世界文化遺産主管課が行う遺産影響評価について指導・助言・支援のほか、構成資産の保全に向けた国の機関等との調整等を行う。

■縄文遺跡群世界遺産本部

構成資産を所管する地方公共団体が、資産の顕著な普遍的価値に重大な影響を及ぼす開発行為等であると判断した案件について協議するとともに、必要に応じて縄文遺跡群世界遺産専門家委員会に意見等を求め、資産の保全に係る協力要請等を行う。なお、資産及びその周辺環境の保全に係る協議・調整等の事務は、縄文遺跡群世界遺産協議会が行う。

■縄文遺跡群世界遺産専門家委員会

遺産影響評価の実施にあたり、専門的な観点から資産の顕著な普遍的価値への影響について調査検討し、縄文遺跡群世界遺産協議会に対して意見・助言等を行う。

■開発行為等を行う事業者

開発計画等について事前に構成資産を所管する地方公共団体と協議し、資産の保全に向けた合意形成を図る。

■地域住民

縄文遺跡群の保全に協力するよう努める。

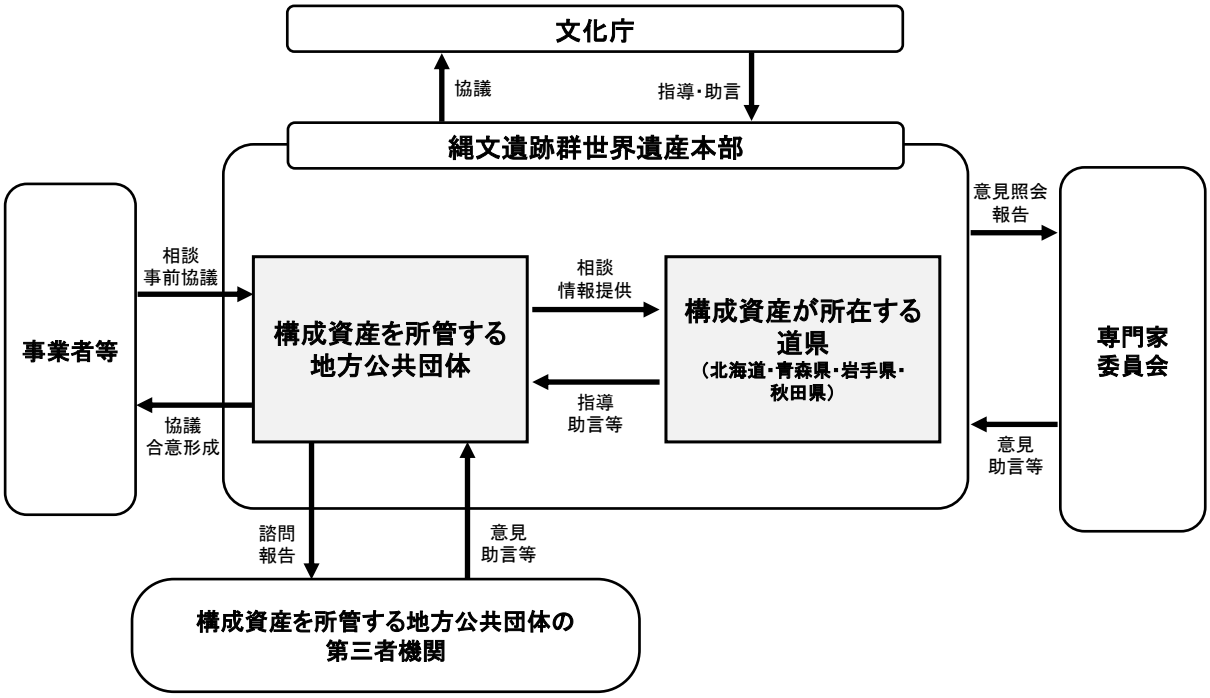
文化庁
協議
指導・助言
縄文遺跡群世界遺産本部
意見照会
報告
専門家
委員会
事業者等
相談
事前協議
構成資産を所管する
地方公共団体
相談
情報提供
構成資産が所在する
道県
（北海道・青森県・岩手県・
秋田県）
指導
助言等
協議
合意形成
意見
助言等
諮問
報告
意見
助言等
構成資産を所管する地方公共団体の
第三者機関

図４　実施体制

7　事業等の把握

7.1　基本的な考え方

構成資産を所管する地方公共団体は、開発行為等による資産への負の影響を防ぐため、構成資産及びその周辺で行われる事業等に関する情報を早期に把握し、予め資産の保全について事業者と協議・調整等を行う。

そのため、構成資産を所管する地方公共団体の世界文化遺産主管課、文化財保護行政主管課、景観行政主管課、その他緩衝地帯等に適用されている法令等を所管する関係各課が緊密に連携し、関係課が開発行為等の情報を把握した場合には、構成資産の保存管理を行う文化財保護行政所管課と情報共有するよう努める。

そのほか、広報誌やウェブサイト等を活用するなどして、縄文遺跡群の保全や遺産影響評価の仕組み等について、地域住民や事業者等に幅広く周知するよう努める。

7.2　事業等の把握方法

事業等の把握方法として、以下のものが想定される。

- 開発行為等の個人・事業者による任意の相談や情報提供[11]
- 景観条例等に基づく開発行為等の事前協議
- 文化財保護法や景観法等の関係法令等に基づく行為者からの届出や許認可申請等

特に、構成資産周辺で行われる開発行為等については、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に係る事前協議、景観条例等における事前協議制度を活用するなどして、計画段階で事業等について相談・協議し、その結果を資産の保全に反映させる。

また、国の機関や地方公共団体が行う公共事業（公共建物建築、道路新設、河川改修等）については、構想・計画段階において構成資産を所管する地方公共団体と情報共有を図り、資産の保全に向けた協議・調整等を行う[12]。

7.3　事業等を把握するための周知

事業等を早期に把握するため、関係課が連携しながら、地域住民や事業者等に幅広く周知する。特に、構成資産周辺の景観を保全するため、景観計画等において資産に負の影響が及ぶ可能性のある範囲を地図・図面等で示すなど、事業者等が容易に認識できるような方法で周知するよう努める。

---

[11] 情報共有にあたっては、事前に行為者から承諾を得るなど、個人情報の保護に十分留意する。

[12] 開発事業者に対する事業計画の照会による回答を活用することも想定される。

【参考】資産内の視点場から視認できる範囲を示した地図の例

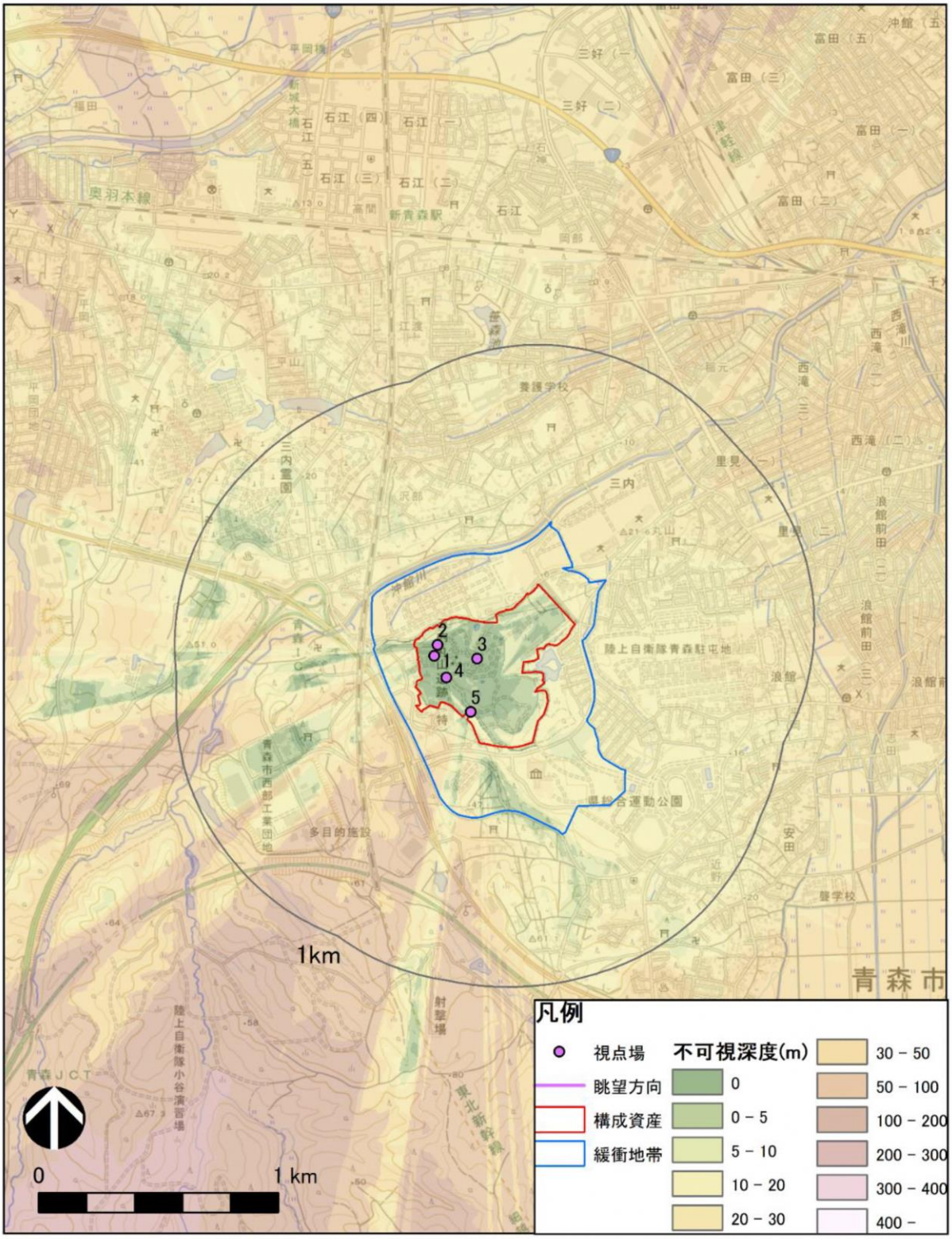

※不可視深度とは、ある特定の視点から見ることができない不可視領域の度合いについて、垂直方向の深さで表現した指標。色の違いは、地盤から何m高い地点が「可視」となるかを示している。

8　詳細分析の要否判断

8.1　基本的な考え方

評価分析とは、計画される事業等によって世界遺産の価値に負の影響が想定される場合、それらを回避又は低減する手法を導き出すために実施する作業のことである。

構成資産を所管する地方公共団体は、把握した事業等が資産の価値に影響を与える可能性があるかどうかといった観点で詳細分析の要否を迅速かつ客観的に判断する。事業内容によっては、その計画及び設計の各段階で詳細分析を行うことがある点にも留意する。

なお、遺産影響評価については、実施根拠となる国内法が未整備のため、法的な強制力はなく、事業者の理解と協力を得て実施するものである点にも留意する。

8.2　対象事業

詳細分析の要否判断を行う対象事業は、資産範囲内で行われる史跡等整備事業、緩衝地帯及びその周辺（以下、「緩衝地帯等」という）で行われる一定規模以上の開発行為等、構成資産の保存活用計画及び土地利用にかかる規制等とする。

8.2.1　構成資産内で行われる行為

- 史跡等の整備事業

・史跡等整備基本設計及び史跡等整備実施設計

例）遺構表示、立体表示、植栽、園路、案内板・解説板、
遺構保護施設（覆屋等）、便益施設（トイレ・休憩施設）等

維持の措置または非常災害のために必要な応急措置、保存に及ぶ影響が軽微な行為、文化財保護法施行令第５条第４項により権限委譲されている現状変更等については、詳細分析の対象外とする。

内容確認のための発掘調査、露出遺構の保存処理、資産内で行われるイベント等については、内容等を考慮し、適宜詳細分析の要否を判断する。

- 留意点

・史跡としての価値と世界遺産としての価値との間では、重点の置き方などに微妙な差異がある点を考慮し、両者の観点による検討を並行させて調整を図る。
・世界遺産担当部局と文化財担当部局が分かれている場合は、緊密に連携して情報共有を図る。また、各構成資産の保存活用協議会や史跡整備検討委員会等の学術委員会がある場合には、両者において検討・調整が必要になることもある。
・国内法上の手続きとのスケジュール調整にも留意する。

・基本的な方針から細部に至るまで、事業等の必要性、合理性等について、明確かつ説得力のある説明の構築が求められる点にも留意する。
・整備事業では来訪者の安全性や便益の向上、資産の価値をより分かりやすく伝達する等、正の影響も生じることが想定されるが、総合的な正負の判断だけではなく、世界遺産の価値にその一部であっても大きな影響がないか等を考慮する。

8.2.2 緩衝地帯等で行われる行為

- **緩衝地帯等で行われる一定規模以上の開発行為等**[13]
  ・構成資産と連続する土地、地形に及ぶ影響が軽微でない可能性のある事業。
  ・振動等により、遺構に及ぶ影響が軽微でない可能性のある事業。
  ・構成資産と密接な関わりがある水源、水脈の経路を遮断し、遺構に及ぶ影響が軽微でない可能性のある事業。
  ・構成資産の内外からみた眺望・景観に及ぶ影響が軽微でない可能性のある事業。
  例）・建築物等の新築（ガイダンス施設・便益施設・駐車場等を含む）
  ・電波塔、鉄塔、風力発電施設、太陽光発電施設の設置
  ・土地の形質変更（土石の採取を含む）
  ・屋外における物件の堆積
  ・木竹の伐採
  ・道路の新設及び改築、河川の改修　等

留意点

・国の機関や地方公共団体が行う公共事業については、構想・計画段階において構成資産を所管する地方公共団体と情報共有を図り、必要に応じて遺産影響評価を実施し、資産への負の影響を回避又は軽減するための保全措置を講じる。
・緩衝地帯等で行われる開発行為等が環境影響評価の対象事業である場合は、行為者が提出する配慮書・方法書・準備書・評価書の内容について、道県、構成資産を所管する地方公共団体が配慮事項等について意見を述べ、必要に応じて縄文遺跡群の保全について事業者と協議等を行う。
・ガイダンス施設、構成資産へ導く遊歩道やアクセス道路、案内サイン等の整備にあたっては、資産の内外からみた眺望・景観に配慮する。

[13] 一定規模以上の開発行為等とは、景観条例の届出対象行為を目安とする。緩衝地帯の外側（Wider setting）については、構成資産の内外に設けた視点場から視認可能な範囲で計画されている事業等が対象となる。ただし、補修等の維持管理行為、自然災害等による災害復旧に伴う事業は、原則として遺産影響評価の対象外とする。

8.2.3　構成資産の保存活用計画及び土地利用にかかる規制等の変更

- 構成資産の保存活用計画を変更する場合

構成資産の保存活用計画は、史跡等としての価値及び構成要素を明確にし、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準、土地の公有地化の方向性、整備等の将来構想などを示した計画である。計画を策定・変更する場合には、世界遺産としての保存・活用にも配慮し、遺産影響評価の手法を援用して起こり得る影響を評価する必要がある。

- 土地利用に関する法令等や規制を変更する場合

世界遺産の資産および緩衝地帯の保全の根拠となっている様々な法令、あるいはそれらに基づく規制等を変更する場合には、遺産影響評価の手法を援用して起こり得る影響を評価する必要がある。

近年､緩衝地帯及びその周辺に関わる都市計画や景観計画､建築規制等を変更する際、個別の特例によって規制緩和が行われる事例も多いことから、行政内部で緊密に連携を図り、早い段階で協議等を行い、将来にわたって世界遺産の保全を担保していくことが重要である。

8.3　詳細分析の要否の判断

詳細分析の要否の判断は、原則として構成資産を所管する地方公共団体（構成資産の保存管理を担う文化財担当部局）が行う（**図５、表５**）。国・道県事業については、道県の世界遺産主管課または文化財保護行政所管課が構成資産を所管する地方公共団体と協議し、構成資産を所管する地方公共団体が詳細分析の要否を判断する。

要否の判断にあたっては、必要に応じて構成資産を所管する地方公共団体の史跡や景観等の審議会、縄文遺跡群世界遺産保存活用専門家委員会に意見照会するほか、構成資産が所在する道県、文化庁の指導・助言を得る。

詳細分析の要否の判断結果については、各構成資産の保存活用協議会及び縄文遺跡群世界遺産協議会、専門家委員会に報告するとともに、構成資産を所管する地方公共団体で適切に保管し、資産を保全する上での参考資料に資するよう努める[14]。

なお、資産の顕著な普遍的価値へ及ぶ影響が重大な可能性のある事業については、構成資産が所在する道県を通じて、縄文遺跡群世界遺産協議会に報告し、詳細分析の要否判断や分析内容を含む必要な対応等について協議する。

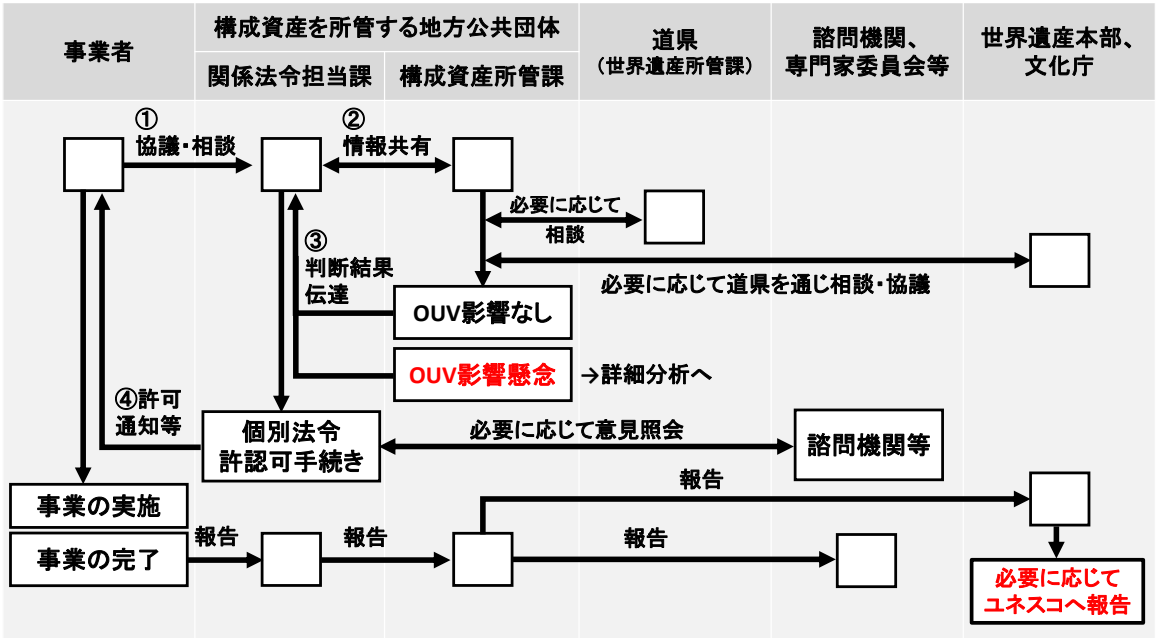

図５　詳細分析の要否判断のフロー

[14] 経過観察において「公共事業の発注件数」、「民間の開発行為件数」、「景観条例に基づく届出件数」を観察指標としていることから、年次報告書等に詳細分析の要否判断結果を添付することにより報告することが想定される。

表５　開発行為等による変更規模と資産に対する影響の相関関係

属性に貢献する要素	変更の規模／影響				
	レベル0 変更なし／ 特になし	レベル1 無視できる程度の 変更／僅か	レベル2 小規模な変更／ 小さい	レベル3 中規模な変更／ 中程度	レベル4 大規模な変更／ 大きい
遺構・地形・立地環境	当該開発行為による遺構・地形等に対する物理的・視覚的な影響が皆無であり、現状が適切に維持されている。	当該開発行為によって遺構・地形等にごく僅かな変更をもたらすが、現状からほとんど変更がない。	当該開発行為によって遺構・地形等に僅かな変更をもたらすが、範囲・規模等が限定的であり、資産周辺の景観に対する影響も少ない。	当該開発行為によって遺構・地形等が改変され、要素に物理的に大幅な変更をもたらし、資産周辺の景観に対する影響も大きい。	当該開発行為によって大規模かつ広範囲であって、遺構・地形等が大幅に改変され、資産の価値を示す物証が物理的・視覚的に大幅に損なわれる。
眺望・景観	当該開発行為によって生じる建築物や工作物あるいは土地の形質変更、木竹の伐採等が視点場から視認できず、眺望の阻害要因が認められない。	当該開発行為によって生じる建築物や工作物あるいは土地の形質変更、木竹の伐採等が視点場から視認できるが、眺望にはほとんど変更がない。	当該開発行為によって生じる建築物や工作物あるいは土地の形質変更、木竹の伐採等が視点場からの景観の一部に変化をもたらすが、全体的な眺望は変化が少ない。	当該開発行為によって生じる建築物や工作物あるいは土地の形質変更、木竹の伐採等の規模・色彩・位置等による視覚的な影響があり、視点場からの眺望に大きな変化が生じ、景観が阻害される。	当該開発行為によって生じる建築物や工作物あるいは土地の形質変更、木竹の伐採等が大規模であり、色彩・位置等による視覚的な影響が多大であり、視点場からの眺望の大部分に変化が生じ、景観が大きく変わる。

※変更の規模／影響の具体的な事業・内容については、構成資産の顕著な普遍的価値における役割や立地状況、周辺環境等に応じて、構成資産毎に設定する。

8.4　詳細分析を実施しない場合の取扱い

詳細分析が必要ないと判断した事業については、その記録の保存を図り、資産を保全する上での参考資料に資するよう努める。

内容については、以下のようなものが想定される。

- 構成資産の名称
- 開発等の概要
- 資産の顕著な普遍的価値への影響の可能性がない、もしくは明らかに軽微であると判断した理由
- 記録の作成日及び作成機関

※概ねＡ４判、１～２枚程度で整理しておく。

9　詳細分析の実施方法

9.1　基本的な考え方

資産の顕著な普遍的価値に貢献する属性や要素を整理した上で、事業等に応じた問題となる影響を特定し、適切かつ効果的に影響を把握できる分析手法を決定し、調査・予測し、その結果に基づいて評価する。

なお、選定された分析手法については、選定の理由を明らかにできるように整理するとともに、調査・予測の影響についても可能な限り定量的に把握するよう努める。

9.2　詳細分析を実施する主体

詳細分析は、事業者の理解と協力を得ながら、構成資産を所管する地方公共団体（構成資産の保存管理を担う文化財担当部局）が実施する。実施にあたっては、必要に応じて構成資産が所在する道県や文化庁等の指導・助言を受ける。

ただし、事業等が大規模な場合や資産への影響が大きいと予想される場合は、縄文遺跡群世界遺産協議会に報告し、対応等を協議する。

9.3　影響を特定する際の指標の考え方

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を示す属性とそれを構成する要素を確実に保全できるよう、以下の点を考慮して指標を設定し、資産への影響を分析、予測、評価する。

a）顕著な普遍的価値を構成する要素及びそれと密接な関係にある構成資産周辺の地理的・自然的環境（地形、地質、水源、水脈等）を維持する。
b）構成資産の内外に設けた視点場からみた眺望を保全する。
c）構成資産との一体的な景観を保全する。
d）地域住民、来訪者が安心、安全、快適に資産の顕著な普遍的価値を理解できることを担保する。

影響を特定する際の目安として、保全する要素と対象事業との関係については**表６**、保全する要素と調査・予測項目との関係については**表７**に示す。

9.4　詳細分析結果を評価する主体

詳細分析結果の評価については、構成資産を所管する地方公共団体が設置する史跡整備検討委員会、文化財保護審議会や景観審議会等の第三者機関及び縄文遺跡群世界遺産保存活用専門家委員会が関与するとともに、必要に応じて文化庁の指導・助言を得るなど、客観性・透明性の確保に努める。

表６　保全する要素と行為内容の相関関係

保全する要素＼行為内容			史跡等整備				開発行為等							
			地盤整備、地形復元	植栽、植生再現	立体表示等	ガイダンス施設等	建築物	工作物	開発行為	土石の採取又は鉱物の採掘	土地の形質変更	木竹の伐採等	屋外における物件の堆積	水面の埋め立て又は干拓
構成資産	遺構	露出遺構	○	○	○	○								
		地下遺構	○	○	○	○								
	山地、丘陵、平地、低地などの変化に富んだ地形、地質		○	○	○	○								
	生業と密接に関わる立地環境		○	○	○	○								
	埋蔵遺物	無機質遺物	○	○	○	○								
		有機質遺物	○	○	○	○								
	地下遺構や遺物の保存にかかわる水源、水脈、湧水地、低湿地等		○	○	○	○								
緩衝地帯等	構成資産と連続する土地、地形					○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地下遺構や遺物の保存に寄与する水源、水脈					○	○	○	○	○	○			○
	構成資産周辺の自然地形（山岳・丘陵・河川・湖沼等）との一体的な景観					○	○	○	○	○	○	○	○	○
	構成資産の内外からみた眺望					○	○	○	○	○	○	○	○	○

（注）○は詳細分析の際に、行為内容に応じて保全する要素に影響があるかないかを評価することが望ましい指標を示している。

表７　保全する要素と分析・調査項目の相関関係

保全する要素＼影響要素の区分			発掘調査等		大気環境		水環境			土壌環境			自然環境・眺望		
			発掘調査等	非破壊調査	大気質	振動	水質	地下水位	水源、水脈	地形・地質	地盤	土壌	植物、生態系	景観	廃棄物等
構成資産	遺構	露出遺構	○	○	○	○	○			○	○	○			
		地下遺構（低湿地）	○	○		○	○	○	○	○	○	○			
		地下遺構（その他）	○	○		○				○	○	○			
	山地、丘陵、平地、低地などの変化に富んだ地形、地質					○				○	○	○		○	
	生業と密接に関わる立地環境					○				○	○	○		○	
	埋蔵遺物	無機質遺物				○				○	○	○			
		有機質遺物				○	○	○	○		○	○			
	地下遺構や遺物の保存にかかわる水源、水脈、湧水地、低湿地等					○	○	○	○	○	○	○			
緩衝地帯等	構成資産と連続する土地、地形					○				○	○		○	○	○
	地下遺構や遺物の保存に寄与する水源、水脈					○	○	○	○			○			○
	構成資産周辺の自然地形（山岳・丘陵・河川・湖沼等）との一体的な景観												○	○	○
	構成資産の内外からみた眺望												○	○	○

（注）○は、詳細分析の際に、資産への影響の有無を評価する上で、分析・調査することが望ましい指標である。

9.5　評価を実施する上での留意事項

- 評価にあたっては、事業により直接的な物理的損失や変更が生じるのか、影響や変更の規模や深刻度が一時的なのか永続的なのか、可逆的なのか非可逆的なのか、事業等が単体では問題視するほどではないが、同種の変化が累積した場合に影響が看過できないものとならないか、付随工事に伴う影響が生じる恐れがないかなど、様々な状況を考慮に入れて評価する。
- 事業等によって直ちに影響が発生しない場合でも、潜在的・長期的に影響のリスクが変動する場合もある点を考慮して評価する。
- 事業計画が調査・予測結果を踏まえ、構成資産に対する影響が回避され、又は最小化されており、資産の保全について適正に配慮されているかどうかを評価する。
- 国、県又は関係する市町村が実施する景観の保全に関する施策によって示されている資産の保全に関する基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうか評価する。

9.6　顕著な普遍的価値への影響がない場合の取扱い

詳細分析の結果、顕著な普遍的価値への影響がないと評価された事業については、その評価と経緯についての記録の保存を図り、資産を保全する上での参考資料に資する。

内容については、以下のようなものが想定される。

・ 構成資産の名称
・ 開発行為等の概要
・ 詳細分析の方法及び結果（詳細分析に至る経緯を含む）
・ 詳細分析結果の評価（資産の顕著な普遍的価値への影響の可能性がない、もしくは明らかに軽微であると判断した理由を含む）
・ 記録の作成日及び作成機関

9.7　顕著な普遍的価値への影響が許容範囲である場合の取扱い

構成資産を所管する地方公共団体（構成資産の保存管理を担う文化財担当部局）は、詳細分析の結果、顕著な普遍的価値への影響が許容範囲であると評価された事業については、必要に応じて遺産影響評価報告書を作成し、作業指針第172段落に基づいて世界遺産委員会へ報告する。それらの必要性の判断にあたっては、専門家委員会等から意見・助言を得るとともに、文化庁等とも十分な協議を行う。また、遺産影響評価報告書が不要と判断されたものについては、顕著な普遍的価値への影響がない場合と同様に、評価に至る記録の保存を図り、資産を保全する上での参考資料に資するよう努める。

なお、遺産影響評価報告書の作成については「11　遺産影響評価報告書の作成」、世界遺産委員会へ報告の報告については「12　世界遺産委員会への報告」に準じる。

10　顕著な普遍的価値への影響が軽微でない場合の対応

10.1　基本的な考え方

資産に及ぶ影響が軽微でない場合は、資産への負の影響をできる限り回避し、又は最小化することを目的として、構成資産を所管する地方公共団体は事業者と保全に向けた協議、調整等を行う。

ただし、開発行為等の中止・変更及び計画の見直し等を行うための協力要請は、法的な強制力がなく、事業者の任意の理解と協力によって実現される点に留意する。

10.2　保全に向けた協議・調整

- **緩和策の検討**
  緩和策の検討項目、検討目標、検討手順、検討方針等を設定する（**表８**）。

- **検討結果の検証、整理**
  ・複数の緩和策（案）について比較検討し、実行可能なものか否か、対象事業の実施により構成資産への影響ができる限り回避、低減されているか否かを予測、検証する。
  ・緩和策の内容及び効果、保全措置後の景観の変化について整理する。

表８　緩和策の内容例

行為（影響要因）	緩和策の内容	
	土地の現状変更に関わるもの	景観に関わるもの
建築物等の新築、増築、改築、外観又は色彩の変更	位置、規模、形態の変更	位置、規模、形態、色彩の変更、敷地内の緑化、建物周囲の緑化
土石の採取又は鉱物の採掘	採取範囲の変更	塀等の設置、跡地の緑化
屋外における物件の堆積	堆積物の撤去	塀等の設置による遮蔽
木竹の伐採等	伐採範囲の変更	伐採範囲の変更、植林
道路の新設、維持、修繕	路線位置の変更	法面の緑化、擁壁の形態、素材の変更

11　遺産影響評価報告書の作成

11.1　遺産影響評価報告書の作成機関

遺産影響評価報告書は、構成資産が所在する道県や文化庁の助言等を受けながら、構成資産を所管する地方公共団体（構成資産の保存管理を担う文化財担当部局）が作成する。

11.2　遺産影響評価報告書の構成

遺産影響評価報告書の構成については、イコモスガイダンス及び文化庁指針で示されている標準的な項目を以下に示す。

なお、遺産影響評価報告書は、英文または仏文で提出する必要がある。

1）　要約
2）　目次
3）　世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の概要
- 名称
- 地理的座標
- 世界遺産一覧表への記載日
- 構成資産の一覧
- 顕著な普遍的価値の言明
- 関係法令等

4）　評価の経緯
5）　評価の方法、対象
6）　評価実施主体
7）　事業案等の概要
8）　想定される資産への影響
9）　緩和策の説明
10）　まとめ（最終的な評価に関する記述）
11）　参考文献
12）　添付資料
- 構成資産及び緩衝地帯の範囲を示す図面
- 開発等に関する図面・資料
- 分析内容や緩和策に関する図面・資料等

12　世界遺産委員会への報告

12.1　作業指針第172 段落に基づく世界遺産委員会への報告の必要性の判断

資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な修復又は新規工事を実施する場合若しくは許可しようとする場合は、できるだけ早い段階又は変更不可能な決定を行う前の段階において、締約国が世界遺産委員会に報告するよう要請されている[15]。

遺産影響評価報告書を世界遺産委員会に提出するか否かの判断にあたっては、顕著な普遍的価値への影響の程度が最も重要な観点となるほか、同じような開発行為等の事例がさらに発生し問題となる可能性や、登録時およびその後の保全状況審査等における世界遺産委員会での議論、国際記念物遺跡会議（ICOMOS）評価書及び世界遺産委員会決議との関連性等についても考慮する。その必要性の検討・判断にあたっては、専門家委員会等から意見・助言を得るとともに、文化庁等とも十分な協議を行う。

ただし、第172段落に基づく報告は、顕著な普遍的価値への影響が懸念される事業について予め締約国が提出するものであり、非常に重みのある報告書である点について留意が必要である。ユネスコ世界遺産センターが世界遺産委員会に対して当該事業の顕著な普遍的価値への影響が甚大であると通知した場合、影響の懸念が完全に払しょくされるまでかなりの時間と慎重な対応が求められることにも留意が必要である。

そのため、第172段落に基づく報告の提出に関する検討過程においては、開発行為等の事業者及び関係地方公共団体は、専門家委員会等の意見を踏まえつつ、文化庁と十分な協議を行うものとする。

12.2　定期報告への記載

顕著な普遍的価値への影響がないもしくは軽微である等の理由により、ユネスコ世界遺産センターへ作業指針第172段落に基づく報告を行う必要がないと判断された場合、又は初期の段階で遺産影響評価書の作成が必要でないと判断された場合についても、必要に応じて概ね６年に１回のサイクルで実施される世界遺産委員会への定期報告の機会を捉えて、その概要を報告することとする。

このことは、問題となる可能性が低い事業であっても、適切な処理が行われていることを、世界遺産委員会に示す機会を確保することを意味する。

---

[15] 作業指針第172段落では、「世界遺産委員会は、条約の下に保護されている地域において、資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な修復又は新規工事を実施する場合若しくは許可しようとする場合は、条約締約国に事務局を通じて委員会に通知するように要請する。資産の顕著な普遍的価値の十分な保存を担保するための適切な解決策の検討について委員会が支援を行うことが可能となるように、できるだけ早い段階で（例えば、具体的な事業の基本（計画、設計）書を起草する前に）、また、変更不可能な決定を行う前の段階で、通知することが求められる。」と規定されている。

12.3　報告しない場合の取扱い

定期報告時に報告するに至らない事業についても、情報を継続的に記録していくことにより、世界遺産の保全手法を時代に応じて再検討していくための重要なデータとして活用することが可能となる。これらの記録については、「北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画」に基づき毎年実施する経過観察の結果を取りまとめた年次報告書に記載することにより、関係者間の情報共有を図ることとする。

様式１

事業概要書（構成資産内）

作成日：　　年　　月　　日

所　属	
担当者・連絡先	TEL（　　）　　－
事業名	
構成資産名	
保存活用計画	区分：□ ○○地区　　□ ○○地区　　□ ○○地区 取扱方針：
期間	現状変更　許可：　　年　　月　　日（予定） 基本設計　開始：　　年　　月　　日　完了：　　年　　月　　日 実施設計　開始：　　年　　月　　日　完了：　　年　　月　　日 工事期間　着工：　　年　　月　　日　完了：　　年　　月　　日
事業（工事）概要	
添付書類	□ 事業概要書（本様式） □ 位置図 □ 施工予定区域図 □ 平面図（縮尺1／2,500程度で周辺の状況が把握できるもの） □ 平面図（縮尺1／100 以上） □ 立面図（縮尺1／50 以上） □ 現況写真 □ 視点場からの写真 □ 完成予想図 □ その他参考となる資料 （　　）

様式２

遺産影響評価必要性判定チェックリスト（構成資産）

作成日：　　年　　月　　日

所管課	
構成資産名	
事業名	
事業のタイプ	□ 土地の形状変更等　□ 建築物の建築等 □ 工作物（解説板、立体表示等）の設置等　□ 道路・園路の新設等 □ 水路の設置等　□ 防災工事　□ 仮設物の設置 □ 樹木の伐採等　□ 樹木の植栽等　□ 発掘調査 □ その他（　　）
現状変更 許可権者	□ 文化庁長官　□ 県教育委員会　□ 市教育委員会
現状変更 取扱基準	□ ○○地区　□ ○○地区　□ ○○地区
現状変更の 取扱方針	□ 取扱方針に合致する　□ 取扱方針に合致しない
資産への影響	□ 直接的　□ 間接的　□ 永続的　□ 一時的　□ 累積的
事業による 景観上の影響	□ 視点場・構成資産範囲内から見える □ 視点場・構成資産範囲内から見えない
関係する属性 (attribute)	□ 属性ａ：自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと □ 属性ｂ：精緻で複雑な精神性を示すこと □ 属性ｃ：集落の立地と生業の関係が多様であること □ 属性ｄ：集落形態の変遷を示すこと
関係する要素 (element)	
保存管理方針への 適合	□ 保存管理方針に合致する　□ 保存管理方針に合致しない
OUVへの影響	□ 影響なし（レベル０）　□ 軽微な影響（レベル１） □ 影響あり（レベル０・１以外）
判断理由	
意見	

様式３

事業概要書（緩衝地帯及び緩衝地帯外）

作成日：　　年　　月　　日

所　属	
担当者・連絡先	TEL（　　）　　－
事業名	
事業概要	
事業予定地	☐ 緩衝地帯内　　所在地： ☐ 緩衝地帯外（周辺）　所在地：
近接する構成資産	遺跡
関係法令・計画	☐ 景観条例・景観計画（景観区分等） →☐ 景観重点区域　☐ 一般計画区域 ☐ 都市計画法 →☐ 市街化調整区域　☐ 第一種低層住居専用地域 ☐ 第二種中高層住居専用地域　☐ 第一種住居地域 ☐ 第二種住居地域　☐ 準住居地域　☐ 準工業地域 ☐ 用途地域の指定のない区域 ☐ 砂利採取法　☐ 河川法　☐ 道路法　☐ 森林法 ☐ 農地法　☐ 農振法　☐ 漁港漁場整備法 ☐ その他（　　）
期間	法令等の許可等　　年　月　日（予定） 基本設計　開始：　年　月　日　完了：　年　月　日 実施設計　開始：　年　月　日　完了：　年　月　日 工事期間　着工：　年　月　日　完了：　年　月　日
添付書類	☐ 事業概要書（本様式） ☐ 位置図 ☐ 施工予定区域図 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 現況写真 ☐ 視点場からの写真 ☐ 完成予想図 ☐ その他参考となる資料（　　）

様式４

遺産影響評価必要性判定チェックリスト（緩衝地帯及び緩衝地帯外）

作成日：　　年　　月　　日

所管課	
事業名	
事業予定地	□ 緩衝地帯内　　□ 緩衝地帯外
近接する構成資産	遺跡
構成資産からの距離	□ ～１００ｍ　　□ １００～３００ｍ　　□ ３００～５００ｍ □ ５００ｍ～１ｋｍ　　□ １ｋｍ～５ｋｍ　　□ ５ｋｍ以上
事業のタイプ	□ 建築物の建築　　□ 道路整備　　□ 河川改修 □ 搭状工作物設置（携帯基地局、鉄塔等）　□ 風力発電施設設置 □ 洋上風力発電施設整備　　□ 太陽光発電施設整備 □ 森林伐採　　□ 土砂採取 □ その他（　　）
資産への影響	□ 直接的　　□ 間接的　　□ 永続的　　□ 一時的　　□ 累積的
事業による 景観上の影響	□ 視点場・構成資産範囲内から見える □ 視点場・構成資産範囲内から見えない
関係する属性 （attribute）	□ 属性ａ：自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと □ 属性ｂ：精緻で複雑な精神性を示すこと □ 属性ｃ：集落の立地と生業の関係が多様であること □ 属性ｄ：集落形態の変遷を示すこと □ 該当なし
関係する要素 （element）	
保存管理方針 への適合	□ 保存管理方針に合致する　　□ 保存管理方針に合致しない
OUVへの影響	□ 影響なし（レベル０）　　□ 軽微な影響（レベル１） □ 影響あり（レベル０・１以外）
判断理由	
意見	